

## 令和5年度 糸島市商工会新規起業者応援補助金 Q&A

### Q1：どのような内容の補助金ですか？

A：事業を開始しようとするときに必要となる店舗や事務所のリフォーム費用、広告費用、店舗・事務所・来客用駐車場の賃料に関する補助金です。

※ 糸島市の市街化調整区域の建物については事業が出来る場所か確認する必要があります。個別に以下へお問い合わせください。

糸島市 建設都市部 都市計画課 建築開発係 092-332-2077

※ 住宅兼店舗物件の場合、事業用に改装した費用（店舗部分）のみ対象となります。

### Q2：誰でも申請できますか？

A：申請できる方は、次のすべての項目に該当する個人又は法人です。

(1) 糸島市内に賃貸物件を借りて、令和5年4月1日以降に事業を始める方。

※ 事業は商工業に限ります。

※ 既存事業者が2店舗目等を糸島市内に出店する場合を除きます。

※ 個人・法人を問わず過去に同様の事業を行っていた者を除きます。

(2) 糸島市税に滞納がない方。

(3) その事業に使用する店舗等の改装及び報告を令和6年2月29日までに完了する方。

### Q3：糸島市外に住んでいる場合でも申請できますか？

A：上記の申請対象に該当する方であれば、住まいが糸島市外の方でも申請できます。

### Q4：申請に使用する印鑑は、シャチハタでも大丈夫ですか？

A：認められません。

### Q5：補助金が交付されるまでの流れを教えてください。

A：補助金の交付申請 → 補助金の交付決定 → 発注・契約等 → 改装  
→ 実績報告書の提出 → 補助金交付額の確定 → 補助金交付請求  
→ 補助金交付  
という流れです。

### Q6：補助金申請前から店舗のリフォームを始めていますが、対象となりますか？

A：対象となりません。上記の通り補助金交付決定後に発注・契約等や改装を始めなければなりません。

**Q 7 : 新規に事業を始めるにあたり、以前から居住している自宅の一部を改装して店舗を造りたいと考えています。この場合、補助対象となりますか？**

A : 対象となりません。本事業は、空き物件対策事業の一環として実施しており、すでに居住している住宅を一部改装して新たに店舗や事務所を造るといった改装は対象となりません。

**Q 8 : 自己所有している物件の改装は補助の対象となりますか？**

A : 空き物件と見なすことができないので、対象となりません。

**Q 9 : 糸島市内の住宅兼店舗を借りて事業を始めたいと考えています。この場合、補助対象となりますか？**

A : 住宅兼店舗となっている物件を、新規に借りて店舗部分を改装する場合は、事業用に改装した費用のみ対象となります。

**Q 10 : 空き物件の定義はありますか？**

A : 空き物件とは、糸島市内の建築物で、店舗、事務所、倉庫、工場、住宅などの用途として利用されている建物を指し、且つ適法建築物である建物が空いている状況をいいます。

適法建築物とは、都市計画法や建築基準法等の法律を遵守して建築されている建物をいいます。

※適法建築物になるかどうかは、個別に以下へお問い合わせください。

糸島市 建設都市部 都市計画課 建築開発係 092-332-2077

**Q 11 : 改装費の他に補助してもらえる費用はありますか？**

A : 改装費を申請される方で、かつ開業に伴うチラシ作成費や店舗・事務所・来客用駐車場の賃料は、広告費や地代家賃として補助対象となります。ただし、補助率と補助上限額は変わりません。

**Q 12 : 補助金には限りがあるのでしょうか？**

A : 限りがあります。総予算は390万円です。1申請者につき上限である30万円の補助金が交付されたと仮定すれば、13名までの方が補助金の交付を受けることができます。